

平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月27日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第17号

平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則（平成18年香川県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(平成18年改正給与条例附則第7項の規定による給料の支給) 第4条 略	(平成18年改正給与条例附則第7項の規定による給料の支給) 第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。以下「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの（前条第6号に掲げる職員（第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。）に同条第6号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）には、その差額に相当する額を、平成18年改正給与条例附則第7項の規定による給料として支給する。
(1) 紙料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があつたものとした場合に改正前の初任給等規則第24条から第27条までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額を基礎として平成18年改正給与条例附則第6項各号の規定の例により算定した額に相当する額 <u>（平成21年12月1日（以下この項及び次条第1項において「基準日」という。）において減額改定対象職員（基準日に適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ平成18年改正給与条例附則別表第3の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員又は医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外の職員をいう。以下この項及び次条第1項において同じ。）である者（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。）及び基準日の翌日以降に給料</u>	(1) 紙料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があつたものとした場合に改正前の初任給等規則第24条から第27条までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額を基礎として平成18年改正給与条例附則第6項各号の規定の例により算定した額に相当する額

表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって切替日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあっては当該算定した額に相当する額に100分の99.09を乗じて得た額とし、これらの者以外の者（基準日において医療職給料表（一）の適用を受ける者（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。）及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって切替日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において医療職給料表（一）の適用を受ける者となることとなるものを除く。）にあっては当該算定した額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

(2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日において当該降格後の職務の級（当該職務の級が平成18年改正給与条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級（同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級））に降格をしたものとした場合（切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に改正前の初任給等規則第23条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額を基礎として平成18年改正給与条例附則第6項各号の規定の例により算定した額に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者にあっては当該算定した額に相当する額に100分の99.09を乗じて得た額とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者（基準日において医療職給料表（一）の適用を受ける者を除く。）にあっては当該算定した額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に改正前の初任給等規則第42条（第3項を除く。）又は平成18年改正給与条例附則第19項の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例第6条第1項の規定による号給の調整をされたものとした場合にこれらの規定の例により同日において受けることとなる給料月額を基礎として平成18年改正給与条例附則第6項各号の規定の例により算定した額に相当する額（基準日

(2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日において当該降格後の職務の級（当該職務の級が平成18年改正給与条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級（同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級））に降格をしたものとした場合（切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に改正前の初任給等規則第23条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額を基礎として平成18年改正給与条例附則第6項各号の規定の例により算定した額に相当する額

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に改正前の初任給等規則第42条（第3項を除く。）又は平成18年改正給与条例附則第19項の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例第6条第1項の規定による号給の調整をされたものとした場合にこれらの規定の例により同日において受けることとなる給料月額を基礎として平成18年改正給与条例附則第6項各号の規定の例により算定した額に相当する額

において減額改定対象職員である者にあっては当該算定した額に相当する額に100分の99.09を乗じて得た額とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者（基準日において医療職給料表（一）の適用を受ける者を除く。）にあっては当該算定した額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

（4） 略

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けている給料月額を基礎として平成18年改正給与条例附則第6項各号の規定の例により算定した額に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者にあっては当該算定した額に相当する額に100分の99.09を乗じて得た額、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者（基準日において医療職給料表（一）の適用を受ける者を除く。）にあっては当該算定した額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額）に、勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けている給料月額を基礎として平成18年改正給与条例附則第6項各号の規定の例により算定した額に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者にあっては当該算定した額に相当する額に100分の99.09を乗じて得た額とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者（基準日において医療職給料表（一）の適用を受ける者を除く。）にあっては当該算定した額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

（5） 略

2 略

（平成18年改正給与条例附則第8項の規定による給料の支給）

第5条 切替日以降に特定任期付職員以外の人事交流等職員（次項に規定する職員を除く。）となった者であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において

（4） 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けている給料月額を基礎として平成18年改正給与条例附則第6項各号の規定の例により算定した額に相当する額に、勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けている給料月額を基礎として平成18年改正給与条例附則第6項各号の規定の例により算定した額に相当する額

（5） 略

2 略

（平成18年改正給与条例附則第8項の規定による給料の支給）

第5条 切替日以降に特定任期付職員以外の人事交流等職員（次項に規定する職員を除く。）となった者であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において

受けこととなる給料月額を基礎として平成18年改正給与条例附則第6項各号の規定の例により算定した額に相当する額（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあっては当該算定した額に相当する額に100分の99.09を乗じて得た額とし、これらの者以外の者（基準日において医療職給料表（一）の適用を受ける者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において医療職給料表（一）の適用を受ける者となることとなるものを除く。）にあっては当該算定した額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（第3条第6号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。）には、その差額に相当する額を、平成18年改正給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

2・3 略

受けこととなる給料月額を基礎として平成18年改正給与条例附則第6項各号の規定の例により算定した額に相当する額（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める額）に達しないこととなるもの（第3条第6号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。）には、その差額に相当する額を、平成18年改正給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

2・3 略

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。